

インフルエンザの 予防接種が受けられます!!

～再流行に備え、かかったときの重症化を防ぐために大切です～

平成21年に新型インフルエンザが流行しましたが、今後も再流行する可能性もあります。町では、インフルエンザにかかったときに重症化しないように予防接種を勧めています。今年は希望をすればどなたでも接種でき、従来行っていた季節性のインフルエンザ(A型・B型)と昨年流行した新型インフルエンザ(H1N1)が混合された新たなワクチンを接種することになります。

▼接種期間＝10月1日(金)～平成23年3月31日(木)

▼接種回数＝1回⇒13歳以上の方

2回⇒13歳未満の方、免疫抑制などで医師が認めた方

▼接種料金＝1回目:3,600円、2回目:2,550円(1回目と同じ医療機関の場合)

・町外の医療機関については、それぞれの市町ごとに設定されています。



～高齢者と住民税非課税世帯の方に接種費用の助成をします!!～

下表の方に接種費用3,600円のうち一部または全額助成を行います。

| | 一部助成 | 全額助成 | |
|---------------|--|--|---|
| 対象者 | 65歳以上の高齢者 | 生活保護受給者 | 住民税非課税世帯の方 |
| 費用 | 1回のみ自己負担 1,500円 | 全額無料 | 医療機関窓口で立替払い (申請により全額助成) |
| 助成の方法 | 保険証、老人健康手帳 を持参し医療機関で接 種 ◎手続きの必要なし | 無料受診券を持参し医 療機関で接種 ◎対象者には世帯主 に個別通知 | 直接医療機関で接種 ①領収書、接種済証の写、印かん、口 座の控えを持参し役場に申請 ②後日振込みにて助成 ◎65歳以上の住民税非課税世帯の 方も申請により1,500円を助成 |
| 接種できる 医療機関 | 町内、小山市、下野市、野木町の医療機関 (事情により上記以外の医療機関希望の方は下記問い合わせ先までご相談ください。) | | |

インフルエンザを予防しよう!!

～インフルエンザの感染拡大は一人ひとりが防ぐ!!～

◎自分を守るために・・・

- ・こまめな手洗い、うがいを徹底しましょう。食事前、外出先からの帰宅後は必ず行い、最低15秒、しっかり行いましょう。
- ・予防接種を受けることにより、発症をある程度おさえ、重症化を予防できます。
※ワクチンだけで100%感染を防ぐことが出来るわけではありません。

◎人にうつさないために・・・

- ・かかった後は、解熱後2日目までは外出を控えましょう。
- ・せきエチケットを心がけましょう。

せきエチケットとは？

人に向かってせきやくしゃみをしないこと。咳が出続けるときにはマスクを着用しましょう。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 健康増進係 ☎569132

日本脳炎予防接種について

日本脳炎予防接種は、平成17年5月に厚生労働省より積極的な勧奨の差し控えが行われていましたが、平成22年度はワクチンの供給量から、3歳のお子さんについて積極的な勧奨が再開されました。予防接種の差し控えにより、接種機会を逃したおさんは、積極的な勧奨の対象になり次第、個別通知等で順次お知らせします。また、接種機会を逃した方についても、希望する場合は公費で接種ができるようになりましたのでお知らせします。

【予防接種の受け方について】 ※平成22年度の積極的な勧奨は3歳児

| 年齢 | 第1期(6か月～7歳6か月未満) | 第2期(9歳～13歳未満) |
|-----------|--|--|
| 接種方法 | ◎今まで予防接種を受けていない場合 ⇒7歳6か月までに3回受ける ◎1回または2回受けた場合 ⇒残りの回数を受ける | ◎今まで予防接種を受けていない場合 ⇒第1期と同じ間隔で3回受ける ◎1回または2回受けた場合 ⇒残りの回数を受ける ◎第1期の予防接種を3回受けている場合 ⇒第2期の接種として1回受ける ※1期分の予防接種を2期で受けた場合でも、2期分の接種を受けることは可能です。 |
| 接種回数 | 1期は2回接種後、追加で1回 計3回 | 1回 |
| 接種費用 | 無料 | |
| 接種できる医療機関 | 町内・下野市(自治医大を除く)・小山市・野木町・宇都宮市の医療機関 (上記以外の医療機関で接種する場合は健康増進係へご連絡ください。) | |
| 持ち物 | 母子健康手帳・保険証・予診表(予診表は町内の医療機関、健康福祉課にあります) | |

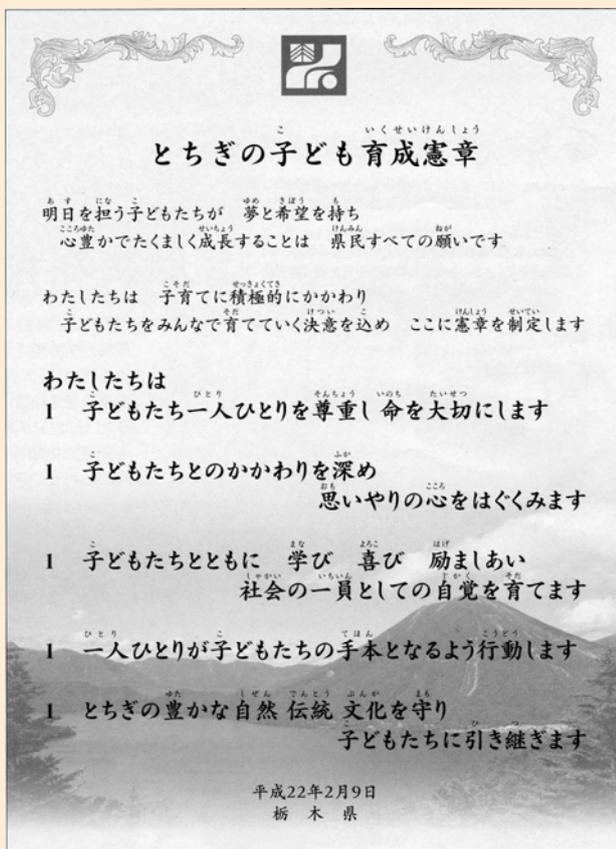
▼問い合わせ先＝健康福祉課 健康増進係 ☎(56)9132

とちぎの子ども育成憲章

とちぎの子どもをみんなで育てるために

心豊かでたくましい青少年を育ていくために、大人の自覚と行動をより一層促し、子どもを健全に育てていく基本理念や大人の行動指針として、平成22年2月に「とちぎの子ども育成憲章」が制定されました。

命を大切にし、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長してほしいという、成長過程にある子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。



▼問い合わせ先

栃木県民生活部 青少年男女共同参画課
健康福祉課 福祉人権係

☎(56)9128

☎028(623)3075